

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第42号
件名	「土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）」に於いて、新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は区と事前に丁寧に調整し、完成時までに「避難計画」の策定を提出させるなど区独自の措置の検討を求める 請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

令和元年9月26日付け土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定（第2次）により、文京区内に於ける土砂災害警戒区域（イエローゾーン）はこれまでの15か所から106か所になり、うち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）はこれまでの11か所から64か所に大幅に増えました。

土砂災害防止法では、都道府県知事の「特定開発行為」の許可を取れば、「要配慮者利用施設」を建設できることになっていますが、全国の自治体を見回すと、想定を遙かに超えた自然災害の発生を踏まえ、「特定開発行為」の許可を得た既存の「要配慮者利用施設」に於いては、移転を促したり、移転に伴う費用を自治体が補助したりしているところですが、また、先の台風19号で浸水した特別養護老人ホーム（長野市穂保地区）では利用者は2階に逃れて無事だったものの、予め作成していた外部への「避難計画」は実行されなかったことが明らかになっています。

水防法及び土砂災害防止法（以下、「水防法等」といいます。）では、特定の「要配慮者利用施設」に「避難計画」の作成と訓練実施を義務付けているわけですが、国交省によると、全国の対象施設6万7901か所のうち作成済みは36%、訓練は13%（2019年3月末時点）であり、文京区に於いて土砂災害警戒区域内に位置し、文京区地域防災計画に施設名称及び所在地が定められている「要配慮者利用施設」で、水防法等に基づく「避難計画」を作成しているところはゼロ（2020年1月27日時点）という状況です。こうした実情にも拘わらず、文京区内では新たに指定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に新たな「要配慮者利用施設」の建設計画が持ち上がる事態となっているわけですが、少なくとも区としては既存の「要配慮者利用施設」に「避難計画」の作成と訓練実施に全力を挙げるべきであり、それが達成されないにもかかわらず、新たな施設を増やしていくことが適切とは思えません。

一方、「警戒区域」の中には、樹木が生い茂り、動植物の棲息地となるなど自然が保たれている場所もあります。そうした場所では無理に建築物を建てるのではなく、擁壁などの安全対策を施したうえで、自然を保全する必要もあるように思います。

そこで、「警戒区域」及びその周辺地域における防災・減災上の安全確保と自然保護の両面から区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記を請願致します。

請願事項

- 1 「土砂災害特別警戒区域」に於いて、新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は、完成時までに水防法等に基づく「避難計画」の策定を終えるとともに、開設後6カ月以内に水防法等に基づく「避難訓練実施」を義務付けるなど、区独自の仕組みを整えることを検討してください。
- 2 文京区のHPに於いても、北区や新宿区、杉並区、荒川区などのHPにあるように、「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について」（仮称）といったタイトルの専用ページをつくってください。
- 3 文京区のHPのページに於いて「避難確保計画」の作成が義務付けられた「要配慮者利用施設一覧表」を分かりやすい形で掲載するとともに、他区がHPで掲載しているように、文京区のHPでも「避難確保計画作成の手引き及び様式」「避難確保計画作成に係わるQ&A」等を掲載してください。
- 4 「警戒区域」において、ある程度の自然が保たれている場所があれば、区の予算において防災・減災上の安全対策を施したうえで自然を保全するような新しい施策を検討してください。